

第470回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 7 0 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和5年3月1日
- 2 開催場所 川越市グリーンツーリズム拠点農業ふれあいセンター研修室兼聴覚室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	欠					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫		
副事務局長	柿 沼 映 生		
副 主 幹	山 崎 明 美		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	野 村 純		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和5年3月1日第470回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 近 藤 芳 宏

委 員 小和瀬 康 男

委 員 渡 邊 憲 一

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書1月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計2件、3筆、679㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計5件、7筆、1,342㎡である。農地改良届出については、合計4件、5筆、1,661㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計3件、4筆、524㎡である。農業経営基盤強化促進法による申出書取下願については、合計1件、1筆、953㎡である。農地法第3条の規定による許可申請書取下願については、合計3件、3筆、2,427㎡である。農地法第4条の規定による許可申請書取下願については、合計1件、2筆、179㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計4件、31筆、20,388.47㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計1件、4筆、2,977㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計15件、66筆、46,482㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 17 件、筆数 44 筆、面積 38,094 m²について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 17 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 13 番について報告する。2 月 19 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 72 歳で、農業従事日数は 150 日以上、約 83 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は耕耘機、トラクター、コンバイン、田植機、糶摺機、乾燥機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されている。なお、当申出が許可された場合、経営面積は約 110 アールとなり、下限面積 90 アールを満たすことになる。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号13番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号14番について報告する。2月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在71歳で、農業従事日数は150日以上、約190アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、糶摺機、乾燥機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考え。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号14番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号15番について報告する。2月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在46歳で、農業従事日数は300日、約91アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、動力噴霧器、農業用自動車であり

十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後はほうれん草を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号15番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から17番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数5件、筆数19筆、面積15,119㎡について意見照会があった。第2号議案は、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画（案）

についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数3件、筆数5筆、面積2,090㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について報告する。2月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲

受人は、現在 39 歳で、農業従事日数は 250 日、約 263
アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具
の所有状況はトラクター、耕耘機、動力噴霧器、農業用自動
車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切
に管理されており、今後は枝豆を作付けする予定である。以
上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。
慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 2 番について、譲受人の経営状況は良
好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農
家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 3 番につ
いては、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2
項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を
告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 3 号について
原案どおり許可することに決定する。

議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 4 号議案は、件数 20 件、筆数 36 筆、

面積 8, 186.62 m² についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 20 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 19 番について報告する。2 月 21 日に農地利用最適化推進委員と共に代理人に話を聞いてきた。目的は飲食店に使用のための申請である。譲受人は平成 2 年 1 月に設立され、不動産業を主な業務としている。以前より飲食店経営に興味があり、資金の目処が立ったため、飲食店として使用する計画である。雨水については、周囲をコンクリートブロックで囲み、浸透トレンチを設置する計画で、排水については、公共下水道に放流する計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。申請地は適切に管理されておる。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 20 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号 19 番については、

「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とし、整理番号19番については条件を付すことに決定する。

議案第5号

編集委員の選任について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「本件については、川越市農業委員会編集委員会規程第2条の規定により、編集委員の選任について総会の議決を求めるものである。編集委員の選任の方法については、令和3年2月18日開催の第445回総会において、地区順に輪番とし、各区域から1名を選任することで決定している。

川越市農業委員会編集委員会規程第3条の規定により、2年目の編集委員の任期が令和5年2月で満了となることから、3年目の編集委員については、大東地区、霞ヶ関地区、名細地区の農業委員と、川越地区、山田地区、芳野地区の農地利用最適化推進委員から1名ずつ選任することとなる。先の運営委員会で各地区の候補者について協議した結果、農業委員からは、川目委員、時田委員、木所委員、農地利用最適化推進委員からは、筋野委員、大野委員、細田委員としたので、総会の議決を求めるものである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおり農業委員からは、川目委員、時田委員、木所委員、農地利用最適化推進委員からは、筋野委員、大野委員、細田委員の6名を編集委員に選任することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第470回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和5年3月8日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 近 藤 芳 宏

委 員 小和瀬 康 男

委 員 渡 邊 憲 一
